

大津家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

令和4年7月5日（火）午後2時から午後3時45分まで

2 場所

大津家庭裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（家庭裁判所委員会委員）五十音順・敬称略

奥谷晃史、庄野領一、冨田一彦、中村好孝、橋本浩、深尾善夫、細島秀勝、堀田直美、村田健二

（事務担当者）

星野明彦、山本正道、三森敏彦、藤原治、永田一及、丸岡麻子

4 議事

(1) 委員の紹介

事務担当者から、前回委員会後に任命された大津家庭裁判所委員会委員の紹介があった。

(2) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から、前回委員会で委員から出された意見を踏まえて、裁判所が行った取組等について説明した（前回のテーマ：家事調停委員として相応しい人材を確保するための方策について）。

(3) 意見交換（テーマ「少年の再非行防止に向けた効果的な教育的措置について」）

事務担当者から、パワーポイントを用いて、少年事件手続、現代の少年事件の特徴、当庁における教育的措置等について説明した。

発言要旨は、別紙のとおりである。

(4) 次回委員会の日程、テーマについて

次回の家裁委員会は、令和5年1月17日（火）午後2時からとし、2時間程度で行う。テーマは「大津地方・家庭裁判所における広報活動について」とし、地方裁判所委員会と合同開催とすることを了承する。

(別紙)

(発言要旨)

(委員長：● 委員：○ 事務担当者等：□)

【少年の再非行防止に向けた効果的な教育的措置について】

- 裁判所からの説明で、少年事件や教育的措置の具体的なイメージを持っていたか。質問等があればどうぞ。
- SNSを通じた非行や大麻の事件が増えているとの説明を聞いて驚いた。過去に工場経営に携わっていた際に非行少年を預かり、関わりが難しいと感じることがあった。罪への意識が低くて非行に至ってしまう場合があり、こうすると犯罪になるということをしっかり理解させるような教育的な関わりが必要ではないか。警察や裁判の中だけでなく、社会の中で更生させる仕組みが必要だと考える。
- 裁判所の説明はとてもよく分かった。ただ、少年審判のパフレットに描かれた審判参加のメンバーが少年、親、弁護士であり、被害者がいなかったのが、加害者側だけの言い分を聞いているのかが心配になった。例えば、殺人事件になると、被害者側は氏名が公になって、SNS等で中傷されることもあり、被害者側はどうなるのか疑問に思った。一方、更生の見込みのある少年は、再犯を防止するため、裁判所で行っているような更生に向けた取組は必要だと思った。また、教育的措置は一時的なものなので、長期的に、例えば、作物を植えて育てて収穫させるという働き掛けも良いかと思う。
- 少年審判手続において、被害者はどのような形で関与するのか、また、教育的措置において、被害者はどういう位置付けになるのかについて、事務担当者から説明されたい。
- 少年審判手続は、刑事裁判と異なるが、被害者意見陳述、記録閲覧等の被害者配慮の制度がある。一方、被害者から書面や面接で被害の実情等をうかがって、審判や調査官調査の中で、その声を少年や保護者に伝えて、反省を深めさせたり、被害者への対応を考えさせたりもしている。
- 少年審判手続の前提として、捜査機関が被害の実情や処罰感情等を確認した上で、被害者の供述は、供述調書という形で捜査記録にまとめられている。裁判所は、それらを事前に十分に踏まえた上で、調査、審判等の手続を進めている。さらに、少年審判手続の独自の制度として、被害者の希望に応じて、被害者配慮制度が利用できる。被害の程度が大きい、社会の関心が高い重大な犯罪類型の事件は、特に、追加で被害者調査という形で被害の実情等を把握することが多く、働き掛けや処分の参考にもしている。
- 被害者の視点はどうなっているのかという疑問が生じるのは当然であり、教育的措置の観点からしても被害者の視点は重要であるため、参考にしたい。
- 大津家庭裁判所において、大体で良いので、どのくらいの件数の事件があるのか、処分が決定されるまでの期間はどのくらいか。
- 滋賀県内では、大津家庭裁判所本庁のみが少年事件を受理している。新受事件数は、お

およそ月に30件台から70件台くらいであり、年間1割ずつくらい減少してきている。審理期間はばらつきがあるが、短いものは数日で終わり、調査、審判を経て数か月程度掛かるものもある。ただ、刑事裁判のように1年掛かるといったことはない。

- 教育的措置というのは、審判までの間にのみ行われるものなのか。それとも処分の後も続くものなのか。
- ここでいう教育的措置というのは、調査や審判手続の過程で行われるものである。審判の後は、保護処分となれば、その処遇機関による働き掛け等が行われる。
- 調査、審判の段階で、裁判官や調査官以外で関わる専門職はいるか。例えば、心理テストを行うとのことであったが、心理士などの専門家が行うことがあるのか。
- 心理テストについては、必要に応じて、調査官が調査の中で行うことがある。観護措置が執られて少年鑑別所に収容されている少年であれば、鑑別技官等も心理検査等を行う。専門職の関与については、児童相談所の関わりがある少年の場合には、児童相談所のケースワーカー等に調査や審判に関わってもらうことがあり、また、少年が在学中であれば学校教諭に、調査や審判に関わってもらうこともある。
- 少年を引き受けていた経験があった委員から、それがどのようなものであったかを紹介してもらえるか。
- 過去の話になるが、知り合いから非行を犯した未成年者を体験入社させてほしいと依頼され、それを分かった上で、2、3人の未成年者らを採用したことがあった。しかし、長続きしなかった。他の社員が、その子らを非行を犯した子だと認識してしまい、その子らと社員との関係性が上手くいくように環境作りをするのが難しかったように思う。
- 今の紹介は、社会における教育的関わりともいえるものと思われるが、現代の若者に対する効果的な働き掛けについて、アイデアがあれば意見等いただきたい。
- 少年への処分が軽すぎるとして、被害者が不服を訴える制度はあるのか。
- 審判結果について、被害者に通知する制度はあるが、被害者が不服を申し立てる制度はない。ただ、被害者が民事で損賠賠償請求を起こすことは別にでき、かつ、そこでは不服を申し立てる控訴等の制度はある。
- 出来心で犯す非行の場合、耕作、放棄地が沢山あるので、例えば、5平方メートル使って草花を育てさせてみて、それを通じて、更生する少年がいれば良いと思う。
- やはり人とのつながりの中で更生の機会が得られるのではないか、SNSに関する非行も、誰かに承認してほしい、自分がここにいることを知ってほしいという思いが背景にあるのではないか。私は、地域において、地元の小中高生と毎朝の通学の機会に触れ合う機会があり、学生が職場体験に来ることも多いので、子供らと触れ合う機会が多い。普段から挨拶をして声を掛けられたり、職場体験で地域の面白い大人が話をしてくれたと感じてくれたりする中で、社会の一員としてのつながりを感じてもらうのも良いと思う。
- 先ほど裁判所で紹介した事例も、家庭の中で孤立し、誰も自分のことを見てくれないと感じている少年の例であったが、そういう意味で、社会とのつながりを感じさせる措

置というのは有益だと感じられる。

- 少年にとっての理解者が必要との話があったが、例えば、非行少年の手記では、親や先生は分かってくれなかったが、暴走族の兄貴が分かってくれたといったことが書いてある。その気持ちはよく分かるし、理解者が必要なのは良いが、理解者が暴走族の兄貴ではなく、社会の健全な大人であることが重要なのではないか。審判では、付添人が理解者に近い立場かと思われるが、少年審判手続の中でも、健全な理解者としての専門の役割の立場があっても良いのではないか。
- 同じ理解者でも、健全な理解者が必要だということですね。
- 相談等を受けて苦慮するのが、家出をしてなかなか家庭に定着できず、家族からも反発されている未成年者である。ただ、理解のある職場があると、そこで落ち着けたり、そこを通じて家族とも会話ができたりする。基本的には、理解のある大人が近くにおいて、規則正しく落ち着いて生活できる場が必要だと感じている。
- 今の話に関連して、補導委託の制度について、事務担当者から紹介されたい。
- 補導委託というのは、一定期間処分を保留して、生活状況等を観察して、その上で最終処分を決めるという試験観察の一種になる。例えば、民間の篤志家、会社経営、農業経営などをされている方などに少年の補導を委託し、その家庭や会社の中で規則正しい生活を身に付けさせ、そういった生活環境に身を置く中で受託者から助言指導を受けたり、受託者や関係者の人柄に触れたりという体験をしてもらう。ただ、多くは、保護処分が見込まれるような、ある程度問題性のある少年に行われるものである。
- 補導委託は、ある程度問題性のある少年で行われることが多い。本委員会における教育的措置は、面接のみでは足りず、もう一押し働き掛けが必要な少年を想定しており、少し場面が異なるが、説明させていただいた。裁判所から説明された教育的措置について、ここが物足りない、こういったことを期待したいという意見等があればいただきたい。
- 少年事件では、家族環境に問題のあるケースが多い。保護者と一緒にボランティアに参加させる事例の紹介があったが、少年事件では、保護者の改善、親子の関係性の改善が更生につながる人が多いように思われる。教育的措置も、少年単独ではなく、保護者も一緒に参加させる、親子で一緒に過ごす機会を設けるといった形が有用と考える。
- 保護者への措置について、事務担当者から説明されたい。
- 少年が家族と過ごす時間、親子の関係性は重要だと考えており、親子で参加させる講習や体験型の教育的措置は多い。また、調査において、例えば、親子のすれ違いということであれば、親子それぞれに互いの関わり方について助言指導をしたり、家庭の居住空間で悩んでいる場合には、落ち着ける場所について親子で考えさせたりといった働き掛けをしている。
- 保護者への働き掛け、親子関係に関する働き掛けについて、更に工夫すべき点があれば考えていくのが良いと思われる。
- 働き掛けは、他の関係者、関係機関と情報を共有し、継続的、連続的に行っていくのが

必要ではないか。少年事件は減少傾向にあるが、犯罪傾向の高い少年、知的に高くても倫理的に低い少年、精神的に未熟な少年、利己的に損得勘定ばかりを考えて他者の存在を考えない少年が増えているのではないか。他の委員も述べるように、犯罪と隔絶した社会でつながりを持たせて自我を確立させる、中長期的視点で物事を見られるようにすることが重要だと思う。目の前の短期的な欲求や快楽ではなく、犯罪を選ぶのか否かを中長期的な視点で取捨選択できるように、つまり、犯罪しない形で自己を確立する方がお得なのだと、損得勘定も含めて理解させていくのが良いのではないか。ただ、裁判所が関われるのは、一定期間に限られる。少年院送致や保護観察になれば、事件記録が引き継がれるとは思いますが、家裁での措置を無駄にしないように連続的に、有機的に連動させていくのが重要と考える。一方、不処分、審判不開始のケースでは、親との調査結果の共有が大事なのではないか。親にも、調査において、社会内での更生方法や計画を考えさせ、調査後も、親が少年と社会とのつながりを維持させていかざるを得ないような心理的な責任を持たせていくのも重要だと考える。

- 今の点について、事務担当者から説明はないか。
- 現代の少年の特徴を言い表していると感じた。参考にしたい。処遇機関に対しても、不処分や審判不開始となるとしても、調査で得た情報をその後も有効に使えるように記録に残して引き継いでいくことも重要と考えた。
- 本日は各委員から貴重な御意見をお聴きした。参考にさせていただき、今後の少年事件の審理に活かしていきたい。

以 上